

参 与

皆様、おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先月の総会におきましては、私ども事務局の不手際から、総会の議事進行に支障がありましたこと、誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう努めて参ります。

さて、欠席の届け出が20番、田口繁委員から出ております。それから、14番の判田委員につきましては、届け出はいただいているものの、まだ到着していませんので今後到着されると思います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第27回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

初めに、私から、前回、6月7日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております第27回総会までの業務報告書をご覧ください。

初めに、6月7日ですが、第26回農業委員会総会を委員24名、推進委員23名の出席をいただきまして、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

6月12日には、令和元年度農業者年金の加入促進に係る巡回意見交換会を独立行政法人農業者年金基金の樋口理事、同じく森田室長補佐、秋田県農業会議の櫻井部長、それから斎藤主事をお迎えして、加入促進部長7名と事務局が参加し、神岡庁舎2階、情報活動室において、農業者年金の全国や秋田県、大仙市の加入状況や今後の加入促進などについて意見交換を行っております。

6月19日には、第2回大仙市農業委員会役員会を大曲のプラザたつみで開催し、役員8名と事務局が出席しております。

案件は、来年7月の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に向けまして、その方針等をご協議いただきました。会議の際に使用した資料も今回お手元に配付しておりますので、案件終了後のその他のところでご説明したいと思います。

6月25日ではありますが、秋田県農業会議第39回常設審議委員会、同じく第4回通常総会、同じく第20回理事会、市町村農業委員会会長会議及び秋田県農業会議臨時総会が、いずれもアキタパークホテルで開催され、常設審議委員会は、会長及び事務局が、その他はいずれも会長が出席しております。

常設審議委員会におきましては、農地法4条、5条の規定による意見の答申について審議されております。

通常総会においては、秋田県農業会議の平成30年度事業報告並びに収支決算、理事、監事の選任について審議されております。

理事会におきましては、農業会議専務理事の選任及び職員給与規程の改定について審議されております。

また、市町村農業委員会会長会議においては、人・農地プランの実質化活動についての講演と、消費税の軽減税率に関する研修を実施しております。

また、6月27日から28日にかけては、先ほどの会長のご挨拶にもありまし

たとおり、農業委員 16 名と事務局 3 名が参加しまして、大仙市農業委員会視察研修を実施しております。今年度は、福島県須賀川市農業委員会と福島県の農業会議における農業者年金加入促進に向けた取り組みや先進事例などを研修してきております。

7 月 4 日には、市町村農業委員会職員業務運営研修会が秋田市のルポールみずほで開催され、事務局から 1 名出席しまして、人・農地プランの実質化の要件と農業委員会に期待する今後の取り組みについて、農業委員会を取り巻く情勢と活動の重点について、農地所有者への意向把握調査と地域の話し合い活動への取り組みについて、農地利用最適化活動の進捗状況と成果の確保、共有への取り組みについて、そして遊休農地対策活動への取り組みについての研修を受けております。

以上、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、7 番、信田浩則委員、8 番、泉芳博委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

参与

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年 7 月 10 日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局より説明を求めます。

参与

8 ページ、8 番をご覧ください。

贈与による所有権移転です。

農地の所在が、大仙市協和稲沢○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○○○○ほか田 3 筆、合計田 4 筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。

申請理由といたしまして、申請者の○○○○○○○○○の家が本家、○○○○○○○の家が分家の関係であります。申請農地は、双方の先代同士が○○○○○の家を分家に出すときに、申請農地と一緒に譲る約束をしていました。しかし、当時は五反歩要件があり、農地の移動が認められなかったため口頭だけの約束で、実際の耕作は分家したときから○○○○○○○の家が行っており、野菜等を作付しております。

このたび、農地取得要件が 10 アールになったことを知り、その後継人同士により贈与が実行されるものです。

続きまして、8 ページ、9 番をご覧ください。

贈与による所有権移転です。

農地の所在が協和荒川○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○○○○、1 筆です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、譲受人は、○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。

申請理由といたしまして、昭和60年ころ、市道上荒川上野線の道路改良工事をした際に、○○○○○○の農地が道路敷として収容されることとなりました。この代替地として道路の受益者であった○○○○○○が自分の農地を○○○○○に提供する約束をしました。しかし、当時の口頭だけの約束で、実際の贈与が実行されていなかったことが明らかとなったため、当人同士から申請があったものです。

続いて、10ページ、12番をご覧ください。

移転される農地は、大仙市板見内○○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○ほか畑1筆、田3筆、合計5筆、面積○○○○○○○○○○です。

売買による所有権移転であります。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、81歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○、64歳です。

売買価格は総額○○○○○○○で、10アール当たりには割り返しますと、田○○○○○○○、畑○○○○○○○になります。

理由といたしまして、○○○○○と○○○○○○の自宅は隣同士であります。この売買する農地は、○○○○○○の自宅周辺にあり、これまで利用権の設定により借りておりました。このたび○○○○○に売ってほしい旨を相談したところ、○○○○○は長年○○○○○○が耕作していたことと、日常的に行き来する間柄であることから、無償でもいいとの話し合いでしたが、それでは心苦しいということで、1筆○○○○○○○、総額○○○○○○○という安い金額になったものであります。

以上です。

私からは、その他の案件につきましてご説明いたします。

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました3件のほかに有償所有権移転1件、無償所有権移転5件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の更新2件がございます。

11ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当する場合、許可できないこととなりますので、その該当の有無を記載したものでございますが、結果全て許可要件を満たしているものと考えます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年7月10日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

伊藤委員

9番の伊藤です。

先月末に最上さんと現地を確認しに行っておりました。書いたとおりのことですが、一番資料の最後の右端の田んぼは、これは菌床をつくるということで、20万個くらい何か、メガ団地構想ということで、その中の計画に入っているところがございます。そこは、4月にこの総会で承認してもらいましたけれども、今回はこの駐車場と堆肥場をつくるということでした。問題はないかと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

案件2番についてお願いします。

高橋委員

17番の高橋です。

4条の案件と同様で、夫婦で建物を2分の1ずつ所有するというので、このような申請になったと思います。

4条と同じとおりで、事務局の説明どおり問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。

参 与

現地調査大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年7月10日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第4号1番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案件は、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇〇〇の退席を求めます。

(〇〇〇〇 退席)

○ほか田 2 筆、合計田 3 筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、74 歳。

32 ページ、32 番です。

利用権を設定する農地は、大仙市角間川町○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○○○○○○○○1 筆です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、61 歳。

続きまして、33 番です。

利用権を設定する農地は、大仙市角間川町○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○ほか田 2 筆、合計田 3 筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、75 歳です。

貸付理由は、3 案件とも農地保有合理化事業で農業公社へ貸し付けていた農地が期間満了で返還されたため、新たに農地中間管理事業を使って貸し付けるものです。

設定期間は全て 10 年 2 カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される公告日までの 2 カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。

賃借料は 10 アール当たり 1000 です。

私のほうからは、その他の案件につきましても説明いたします。

議案第 4 号の 2 番から 33 番までにつきましては、ただいま説明いたしました 8 件のほかに、所有権移転 12 件、賃貸借権設定の新規 3 件、更新 9 件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除きまして 10 アール当たり 1000000000 から 10000000000 と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定の 10 アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明案件を除き低いほうでは 10 アール当たり 1000 から、1000000000 と少し幅がございます。低いほうのほうは圃場の条件が悪いということなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額を推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|-----|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
議案第 4 号 2 番から 33 番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第 4 号 2 番から 33 番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、報告第 1 号の「農地法第 6 条第 1 項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。 |

参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを
報告する。
令和元年7月10日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与 33ページをご覧願います。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
1番、大仙市高関上郷字向高関19番地、有限会社高関上郷農場、取締役、藤井清徳。
2番、大仙市北野目字三条川原61番地、農事組合法人刈和野大綱ファーム、代表理事、高橋博。
3番、大仙市大沢郷宿字下新田65番地1、農事組合法人アグリヘリ西仙、代表理事、鎌田茂。
4番、大仙市協和稲沢字垣ノ根21番地1、農事組合法人稲沢生産組合、代表理事、茂木靖雄。
5番、大仙市協和峰吉川字峰吉川59番地、農事組合法人作助、代表理事、今野シオ子。
6番、大仙市協和中淀川字白岩149番地、農事組合法人米・米くらぶ、代表理事、佐藤榮子。
34ページをごらんください。
7番、大仙市協和中淀川字白岩7番地、農事組合法人ファーム山谷、代表理事、小田嶋太助。
8番、大仙市協和中淀川字千着72番地、農事組合法人千着あぐりくらぶ、代表理事、加藤勇。
9番、大仙市協和下淀川字逢田74番地、有限会社弥栄、代表取締役、加藤弘栄。
10番、大仙市協和中淀川字上宿66番地、農事組合法人稲穂、代表理事、安田保。
11番、大仙市協和中淀川字中村前田表125番地、農事組合法人なかむら、代表理事、金持善雄。
12番、大仙市太田町国見字国見田98番地、農事組合法人相野農産、代表理事、鈴木弘之。
13番、大仙市太田町駒場字飯嶋112番地、株式会社壹味耕産、代表取締役、佐々木和徳。
以上、13法人からの報告がありました。詳細につきましては、35ページから76ページをご覧
願います。
結果、全ての法人が農地保有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 以上、報告といたします。
これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか事務局から何かございませんか。

参 与 農地パトロールの実施についてのお願いでございます。
毎年、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様の実施していただいている農
地パトロールにつきまして、今年度もできれば8月中、遅くとも9月中には実施して
くださるようお願いいたします。
なお、活動日と時間につきましては、活動記録表と活動実績報告書に忘れずに記載
してくださるよう、併せてお願いいたします。

参 与 それでは、私のほうから、ちょっと多いんですけども5点ほどございます。
まず、議案と一緒に配付しております公務災害補償制度の加入についてというもの
でございます。こちらは委員の皆さんの公務中の事故などに対応する保険でございま
して、こちらについて1,000円ですけれども、7月の報酬から天引きさせていただきます
ので、何とぞご了承をお願いしたいと思います。

次でございますけれども、これも議案と一緒に配付しております。さきの会長挨拶
の中でもありましたけれども、令和元年度市町村農業委員会地区別研修会とある1枚
ものでございます。
毎年、農業会議が開催している研修会でありまして、今年度県内地区は、8月1日

木曜日開催いたします。ちょっと公文書はまだ届いていなくて、こういう1枚もののほうで渡させてもらいましたけれども、委員及び推進委員の皆様の参加についてよろしく願いいたします。

移動につきまして、こちらにあるとおりに東部、西部でバスを予約しておりますので参加の有無、それから乗降場所について、7月19日までに事務局もしくは各分室へ報告をお願いします。バスでなくて自家用車での参加も可能でございますけれども、記載のとおり駐車場が狭いところがございますので混雑が予想されますので、こちらご了承願いたいと思います。

また、県北もしくは県央の地区に参加したいというのであれば、それも問題ございませんので、その点をお知らせくださいますようお願いいたします。

3点目でございます。

これは本日配付しておりますけれども、令和元年度の目標、より達成に向けた活動計画という表題のものでございます。こちらはホチキスでとめてありますけれども、4ページ以降は平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価となっております。ちょっと1冊にまとめさせていただいております。こちらにつきましては、平成28年3月4日付の農林水産省経営局農地政策課長通知、農業委員会事務の実施状況と公表についてというものがございまして、これに基づきまして毎年度6月30日までに作成し、公表をするということになっているものでございます。6月末日にはホームページにも掲載をしております。こちらについては、後ほどご覧いただければと思います。

それから、4点目でございます。

こちらも本日配付しておりますけれども、令和元年度秋田県農業委員会大会における要請事項の検討についてという者でございます。意見のある委員、推進委員の方は別添の要請事項報告書に記入していただきまして、事務局もしくは各分室まで送ってくださるようお願いいたします。資料としまして幾つかございますので、こちらもご覧ください。

それから、最後5点目でございます。議案と一緒に配付いたしましたクリアファイルでございますけれども、先ほどもちょっとお話ありましておりに、大仙市農業委員会令和2年改選に向けてとある3枚もののほか資料と右方にあるもの、それから別紙と書いてあるもの2通入っております。こちらにつきましては、報告とお願い事項でございます。

最初に、大仙市農業委員会令和2年改選に向けてとあるものの1ページ目でございます。こちらの改選までの大ざっぱなスケジュールでございます。約1年ですけれども、こちらの流れになっております。先ほどの説明にありましておりに、6月に役員会を開催して、次回の改選等についての事案、いろいろな事案がありますので、こちらを検討していただいたものでございます。後ほどまた報告させていただきます。

スケジュールといたしましては、ただいまの藤原参事からのお願いがありましたけれども、農地パトロール、8月もしくは9月くらいに農地パトロール、各地域で開催されると思います。その際に、委員、推進委員、各地域にお集まりいただきたいと思いますので、このときに、こちらも後ほどお願いするんですけれども、推進委員の担当地区について各地域でこれを検討していただき、その結果について事務局に提出いただきたいと考えております。

この報告を受けまして、もし推進委員の定数が変わるというような状況になった場合は条例の改正が必要になることから時期的に9月定例会には間に合いませんので、12月定例会に上程するということとなります。これで間に合わない、委員や推進委員の人数が確定していないということですので、この後の募集にも影響してきますのでよろしく願いたいと思います。

それから、委員、推進委員の募集が始まるわけでございます。前回は、3月1日から3月31日までと1カ月でありましたけれども、事務局としては、できればもう少し早い時期に実施したいと考えております。これにつきましては、募集がおおむね1

カ月というように規定されており、応募者が定数に満たない場合は期間を延長しなさいというふうにも決められております。その場合、年度末であると、余りぎりぎり急ぎますと、後々スケジュールに影響が出るということから、できれば募集は1月総会終了後、ですから1月中旬から2月中旬くらいをめどに行い、もし募集に足りないという場合には3月半ばくらいまでの延長ということでやりたいと考えております。現在の委員の皆さんの任期は、令和2年7月30日となっております。そのため新しい委員の皆様を議会へ、議会の承認が必要でありますので、上程するのは6月定例会になってしまいます。そのためには、時期的には、どうしても5月中旬までには必要書類を用意しておきたいと考えております。そのためには、4月中には委員の選定委員会を開催したいというふうな考えでおります。今のところのスケジュールリングでございます。

次に、2ページになりますけれども、こちらは先ほどもお話したとおり役員会で検討した事案の内容でございます。まず、右肩に資料とあるものをこちらにも併せてご覧いただければと思います。

まず、話し合ったのが農業委員の定数でございます。こちらは資料の1ページに法令が載っておりますけれども、これは法令で上限が規定されております。大仙市は農業者が6,000を超え、かつ農地面積が5,000ヘクタールを超えるということから区分三に該当いたします。

また、推進委員を委嘱するということから、委員の上限が24名となっております。現体制もこの24名となっておりますけれども、こちらをどういたしましょうかと検討した結果、現行どおり24名でいきたいと思いますということにいたしました。

次に、資料の2ページになりますけれども、農業委員の選任に関する内規でございます。前回の改選に当たりまして、旧市町村に農業委員がいなくなるというのは、やはりこれは混乱を与えてしまって、また農業委員会としても、業務の遂行がうまくいかないのではないかとということから、各地域に新たな定数を定めて、さらに地域内で偏りが無いよう委員の調整をしていただきたいということで、この内規を定めたところでございます。こちらについてどうでしょうかと、役員会に諮ったところ、これも現行のとおりこの体制でいきたいと思いますということで確認をいたしました。

なお、資料3ページでございますけれども、こちら農業委員会に関する法律の抜粋がございますけれども、中立員は必ず1名以上入れなさいということになっておりますので、こちらをご確認願います。

次に、(2)の推進委員の定数及び担当地域というものでございます。こちら先ほどのスケジュールでもお願いしたんですけれども、現在推進委員は40名でございます。これは旧選挙委員の定数に比例しておるところでございますけれども、これを8地域で割り振りしたという経緯でございます。新体制になりました2年経過するところでございます。実際に推進委員の皆さんが活動してみての実感ですとか、また同じ地域の推進委員同士での感想ですとか、もちろん委員の皆さんの考え方だとかもあると思います。実際に各地域で、この区域でいいのかということもぜひとも検討していただきたいと考えております。

こちらにつきましては、別紙とあるカラーで書かれているものですが、これはあくまでもイメージでございます。例えば、現在この黒丸地域、8地域持っているというように区域が分かれています。話し合った結果、今2番の大字Eというところがあるけれども、これは1のほうがいいのではないかと。もしくは、ほかの3番、4番、Kという2つあるところですが、こちらの小字ワについては、4に変えたほうがいいのではないかと。もっと進んで5、6、今2つの地区に分かれているけれども、1つにしても問題ないのではないかと。この場合は推進委員1名でやるということでございます。

それから、例えば番号8で大字R、今1つの委員が持っているのですが、ちょっとこれ大きいので小字で分けましょうと、7と8に分けましょうかと。赤字で書いたとおりですが、このような感じで各地域を進めていただきたいと思っております。

ります。

ただし、必ず変えてくださいということではなくて、問題ないというのであればそれは問題ないという報告、今現行通りでよろしいという報告をしていただければと思います。

次に、案件の3でございますけれども、こちらは推進委員の評価についてであります。こちらの資料6ページなどにはありますけれども、要項の一部を改正しようということになりました。資料6ページの要項の第6条で推進委員評価委員会を設置する旨書かれておまして、9条で委員会の委員、この推進委員の評価委員会というのは農業委員会役員とするということが記載されております。各地域の推進委員をここで評価するわけですが、今回の役員の皆様方で神岡と太田地域の委員がいないということから、ちょっと評価するというのにも支障が生じるのではないかとということをご提案させていただきまして、役員会の中で話し合った結果、役員のいない地域の委員を追加したほうがいいんじゃないかという案が出まして、さらに一歩進んで役員という縛りを一回外しまして、委員には会長と代理は必ずなっていて、会長が8名でやりましょうと。8名というのは、各地域から1人ずつ選んでやりましょうというように、ちょっと変えましょうということになりました。

次に、7ページの11条ですけれども、委員長と副委員長の選任でありますけれども、これ委員の互選で決めるということになっておりますけれども、前回もそうだったので、流れ的に最初から会長を委員長、代理を副委員長と定めてもよろしいのではないかとということから、こちらは修正することになりました。

それから、最後でございますけれども、議事参与の制限というのを追加しようということになりました。こちらは前回の前役員の方だったんですけれども、その方が推進委員の候補になったということがありました。自分で自分を評価するというのは、ちょっとこれはまずいのではないかとということで、そのときは総会の同意を得て退席案件にしようということで、会議の冒頭、確認して、了承を得て進めたという経緯がございます。今後こういうケースがないとも限りませんので、初めから要項に議事参与の制限ということで、委員会の委員は自分もしくは家族、配偶者の事項については議事に参与してはいけないという条文を1条加えようということにいたしております。これは要項の改正でございます。

最後、(4)番の農業委員と推進委員の活動についてというものでございます。こちらの資料8ページからずっとあるのですが、前回の開催の際に、委員と推進委員が総会する委員会になると、両委員の役割分担をどのようにするべきか、ということを検討して、今このような役割で大仙市農業委員会として活動しております。

総会についてでございますけれども、推進委員の出席は求めないこととしておりますが、担当地域の強化法売買案件がある場合、もしくは農業全体の案件がある場合には出席を求めると。

専門委員会については委員のみの構成とする。3、4、5条の現地調査及び4、5条の補足説明でありますけれども、3条の現地調査は委員が行う。4、5条の転用の現地調査、補足説明も委員が行う。ただし、移転についてはできる限り推進委員も一緒に担当推進委員も一緒に確認していただきたいと。

なお、委員というのは、本来先ほども申し上げましたけれども、担当地域というのを本当は持つてはいけないということになっておりますけれども、それではちょっと不便だということで、後ほど6番でお話ししますけれども、担当地域を設定するというようにしております。

利用調整会議につきましては、これこそ農地の最適化推進だということから、担当地区を持っているその担当推進委員が出席して説明するというようにしております。ただし、委員、推進委員の連絡、情報交換というのはなるべく密接にやるようにということでお願いしております。

5番の農地パトロールですが、これは委員、推進委員、どちらも参加して現地を見ていただくということにしております。

最後、6の担当地域、委員の担当区域でありますけれども、何度も申しますけれども、本来委員というのは担当区域というのを持ってはいけないということになっているんですけども、当市では委員のいない地域がないよう配慮して選んだことから、3、4、5条の現地調査、こういうものに関しましては委員の区域というものを設定すべきであるということから、担当区域を持っている推進委員の基本に、その下に委員の皆さんをぶら下げるといふか、つなげているというようなことにしております。

これらについても特に変更せずに、次回もこの流れでいきたいと思いますということで確認いたしました。役員会では、この委員と推進委員の体制になって、まだ1期目であって、ようやく根づいた感じがあるので、もう1期この活動方針で運用したほうが混乱は少ないでしょうと。見直しについては、この次、令和5年でありますか、改選時に検討しようという意見が出されたものでございます。

以上、報告でありますけれども、各地域におきましては、推進委員の区域につきましての検討、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局からの報告をいただきましたけれども、皆さんのほうから、委員の皆さんから何かありませんか。

(なしの声)

議 長

なければ、以上をもちまして、第27回大仙市農業委員会総会を閉会します。本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時09分 閉会)